

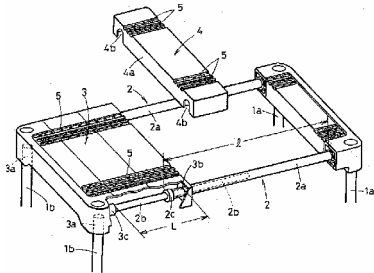
# 判決要約

No. 319

番号	概要	キーワード
1 事件番号(裁判所)		4 被告(被控訴人)
2 判決言渡日(判決)		5 出願番号等
3 原告(控訴人)		6 要約

319	構成要件の一つである固定棚が、単一の部材で構成されたものに限定されるのかある	進歩性
- 1	いは複数の部材を一体化したのも含むのが争われ、後者であるとされた	

- 平 15 (行ケ) 587 号 (東高 4 知)
- 平 16. 11. 8 (認容)
- アイリスオーヤマ(株)
- (株)伸晃
- 特許 3358173 号, 無効 2003-35130
- (1) 経緯: 本発明は、押入等の収納空間の寸法に応じて適宜棚の長さを調整できる置棚の構造に関する。すなわち、左右の支脚 1 間に前後に架橋した棚受用横棧 2 上に適宜着脱自在な取替棚 4 を掛止してなる置棚において、棚受用横棧は外管 2a に内管 2b を伸縮可能に挿通してなるとともに、外管 2a の伸縮方向に一定長を有する固定棚 3 は、その後方裏面に設けた取付孔 3a に内管側の支脚 1 を嵌入するとともに、固定棚の先端の支持部 3b に対して外管 2a をその伸縮に応じて摺動自在に挿通して固定棚 3 を水平に支持し、所定枚数の取替棚 4 を前後の外管 2a 上に掛止したことを特徴としたものである (請求項 1, 図参照)。



無効審判で提出された引用例記載の棚構造は、左右の支脚を、左・右辺部材それぞれの後方部に設けた取付孔に嵌入する

とともに、左・右辺部材に棚受け用横棧を連結し、棚受け用横棧上に、基本板を連結した伸縮棚板部を載置するものである。

無効審判では、本件発明の固定棚 3 は支脚 1 及び棚受け用横棧 2 と連結されており、取り外せないのに対して、引用例の棚構造では、伸縮棚板部は棚受け用横棧に対して着脱自在であるから固定棚を備えているとはいえない、との理由で、請求棄却された。

(2) 判示事項: 原告は、引用発明では、右辺部材と 1 枚又は複数枚の基本板が組み付けられて固定棚を構成していると主張するが、右側の基本板は右辺部材に支持固定されているから、基本板と右辺部材という別の部材とされてはいるものの、両者は一体化されていると認められる。そうすると、右辺部材と 1 枚又は複数枚の基本板は、嵌め込んで支持固定又は差し込んで連結することにより、一体化されているといえる。

さらに、本件発明の請求項 1 及び本件明細書の記載によると、固定棚 3 を複数部材から構成することを積極的に排除する記載は認められず、かえって、「適用しようとする収納空間に応じて、外管の長さや、その伸縮範囲、すなわち固定棚の長さを変更できることはもちろんである。」とも記載されている。従って、本件発明においては固定棚 3 につき、複数部材により構成して長さを変更ができるようにすること、すなわち伸縮範囲を変更可能な構成を採用することが排除されているとはいえない。よって、本件発明の固定棚 3 は単一の部材からなるものに限定されていないというべきであって、引用発明の右辺部材と 1 枚又は複数枚の基本板の一体化されたものも含まれるというべきである。

(特 29 条 2 項) 重要度 ☆ (永井 豊)

319	被告製品は原告の特許を文言上または均等上侵害するとして求めた、原告の差止請求	作用効果の同一性、設計上の微差、設計的事項、均等、第 5 要件、意識的除外
- 2	等が棄却された	

- 平 16 (ワ) 3640 号 (大地 21 民)
- 平 16. 12. 21 (請求棄却)
- (株)ニブロン
- デンセイ・ラムダ(株)
- 特許 3013776 号
- (1) 事案の概要: 無停電性スイッチングレギュレータにかかる特許権を有する原告が、被告製品の製造譲渡等の差止め、当該製品及びそのパンフレット等の廃棄、及び不法行為に基づく損害賠償を求めた。  
(2) 特許発明の構成: 構成要件に分説すると、次のとおり。  
A 交流電源からの交流を整流する整流回路と、B ……高周波トランスに対して高周波パルス電圧を発生させるための一次側回路と、C ……負荷に対して直流出力電力を供給する二次側回路と、D 高周波トランスの三次巻線の巻き始め極性側と二次電池の正極側を接続し、この二次電池の負極側に定電流検出抵抗と直列ドロップ制御用素子とを直列に接続し、これを逆流防止ダイオードのアノード側に直列接続するとともに、二次電池の両極間に充電用定電圧定電流制御回路を設けることによって、前記直列ドロップ制御用素子の抵抗を変化させて充電中の定電圧定電流制御を行う充電回路と、E ……前記一次側スイッチング素子と同期して作動する三次側スイッチング素子と、F 前記二次電池の負極側から三次側スイッチング素子を通して三次巻線の巻き終わり端へ電流が流れることを阻止するための逆流防止ダイオードとを備え、G 前記交流電源の電圧が正常範囲内にある時には、……三次巻線の巻き終わり端に電流が流れて、該二次電池が充電され、H 前記交流電源の電圧が低下若しくは停止すると、……負荷に対して出力が供給されることを特徴とする I 無停電性スイッチングレギュレータ。  
(3) 主な争点: ① 文言侵害について 被告製品が構成要件

C ないし H を充足するか否か。  
② 被告製品と本件特許発明との均等の成否について 被告製品が均等の第 1~第 5 要件を充足するか否か。  
(4) 裁判所の判断の概要: ① 文言侵害について 被告製品の構成 d ないし h は構成要件 D ないし H を充足しない。  
原告は、構成 d ないし h が構成要件 D ないし H とそれぞれ異なることを前提としつつ、作用効果の同一性などを根拠として、それらの差異が設計上の微差であるなどとし、構成 d ないし h が構成要件 D ないし H をそれぞれ充足する旨主張する。しかし、構成 d ないし h は構成要件 D ないし H とそれぞれ異なるから、いずれも構成要件 D ないし H を充足しない。  
また、原告は、被告製品と本件特許発明の作用効果が同一であること、被告製品の構成 d ないし h と本件特許発明の構成要件 D ないし H の相違が、設計上の微差にすぎないこと、さらに、当業者にとって、本件特許発明の充放電回路の構成の代わりに被告製品の充放電回路の構成を採ることは、適宜なし得る設計的事項であるとしている。しかし、被告製品の構成 d ないし h は、構成要件 D ないし H を充足しないところ、構成 d ないし h と構成要件 D ないし H の相違が、設計上の微差や適宜なし得る設計的事項であると認めるに足りる証拠はないし、そもそも設計上の微差や適宜なし得る設計的事項であることをもって、構成要件の非充足を否定することはできない。  
② 被告製品と本件特許発明との均等の成否について 被告製品は、本件特許発明の構成要件 D ないし H を充足せず、充放電回路の各回路素子の接続の仕方及び電流の流れ方が、本件特許発明と異なるから、補正によって特許請求の範囲から意識的に除外されたものに該当する。したがって、被告製品は、均等の第 5 要件を充足しない。  
(特 70 条 1 項, 100 条 1 項および 2 項, 民 709 条) 重要度 ☆ (井上 洋一)

<p>319 - 3</p>	<p>工作機械の刃物固定工具（ミーリングチャック）を製造販売する原告が、類似品を販売・輸出入する被告の行為を不正競争行為（混同惹起行為）として、あるいは不法行為として損害賠償を請求し、前者については認容されなかったが、後者については認容された</p>	<p>商品形態、商品等表示、周知性、誤認混同、技術的機能、準拠法、不法行為、品質、模倣、周知著名性</p>
	<p>1. 平15年(ワ)7126号(大地21民) 2. 平16.11.9(一部認容) 3. (株)日研工作所 4. パイオニア貿易(株), A 6. (1) 原告は、国内における工作機械工具のトップメーカーであり、自ら開発したミーリングチャックを製造販売するとともに、海外にも事業所を開設している。他方、被告会社は海外における販売を目的として原告と取引していたが、顧客からの受注を契機として、原告製品と同一形態の製品を他社に製造させ、被告製品として、被告海外法人を通じて販売を開始した。これを知った原告は、被告会社との取引を中止し、被告行為が不正競争行為（混同惹起行為、不競法2条1項1号）あるいは不法行為（民法709条）であるとして損害賠償を請求したのが本事件である。 (2) 不正競争防止法に基づく請求については、裁判所は、原告製品の形態が、原告の商品等表示としての周知性を肯定させるに足りないとして認容しなかった。 すなわち、(ア) 商品の形態は、必ずしも商品の出所を表示することを目的として選択されるものではないこと、(イ) しかし、商品の形態が他の同種商品と識別し得る独特の特徴を有し、かつ、商品の形態が、長期間継続的かつ独占的に使用されるか、又は、短期間であっても商品の形態について強力な宣伝広告等が行われて大量に販売されたような場合には、商品の形態が不正競争防止法2条1項1号の商品等表示として保護されることがあること、(ウ) 一方、商品形態が当該商品の機能ないし効果と必然的に結びついている場合において、当該形態を保護することがその機能ないし効果を奏し得る商品そのものを独占的・排他的支配を招来するような場合には自由競争のもとらす公衆の利益を阻害することになるから、そのような形態にまで不正競争防止法2条1項1号による保護が及ぶものではないとの考えを示した。 そして、本件の場合、原告商品には商品の出所を表示する商標として「NIKKEN」商標が必ず製品に付されていたことに加え、原告製品の形態として主張された5つの構成はいずれも技術的機能に関連して選択されたものであり、これら組合せ全体としてみても、必ずしも形態的に同種製品と比べて際立った特徴として捕らえ難いものであり、また、原告製品のチャック部の特徴を宣伝広告の対象にしてきた事実もどうか</p>	<p>がわれず、取引実情においても、その形態を見て取引するというものでもないとして、原告の主張を採用しなかった。 なお、念のためとして、商品形態の類比と誤認混同のおそれについての判断も示した。すなわち、被告製品の形態は原告製品のそれと類似することは認められたが、誤認混同のおそれについては、当該製品は、製品の一般的名称とコード番号によって受発注され、その形態を認識しながら取引されるものではないこと、被告製品カタログには原告商標の「NIKKEN」の表記は一切ないこと、工作機械部品につき最も重要視される品質性能に対する評価、ひいては製品に付されている原告商標に対する信頼によって取引されているとの取引の実情を考慮し、その形態が類似しても誤認混同はないとした。 (3) もっとも、被告の行為（形態の酷似した製品の製造、コード番号の混同使用、原告製品であるかのごときカタログの作成及び使用、原告製品と被告製品の混交等）は全体として民法709条の不法行為にあたるとして、原告の損害賠償を認容した。なお、同じく被告である被告会社代表取締役Aに対しても商法266条の3に基づき連帯責任を認容した。 すなわち、まず原告の損害は、被告の輸出入や被告の国外関連会社の行為の結果発生したことから、渉外的要素を含む法律関係とし、国内に所在する被告の輸出入行為や海外法人に対する指示行為が主な対象になっていることから、原因事実発生地としての日本法が準拠法になるとした(法例11条1項)。 そして、競争秩序を破壊する不正ないし不公正な行為は、必ずしも不正競争防止法の規定する各類型の不正競争行為に限られるわけではなく、たとえ不正競争行為に該当しなくても、業者の行う一連の営業活動行為の態様が、全体として、公正な競争秩序を破壊する著しく不公正な方法で行われ、行為者に害意が存在するような場合には、かかる営業活動行為が全体として違法と評価され、民法上の不法行為を構成することもありえるとした上で、品質及び性能について高い評価を得ていた原告製品の評価を低下させる被告の行為は、全体として公正な競争秩序を破壊する著しく不公正な行為と評価できるから、民法上の不法行為を構成するとした。 (不競法2条1項1号、法例11条1項、民709条、商266条の3) 重要度☆☆ (田村 正)</p>
<p>319 - 4</p>	<p>控訴人の有する商標権に基づく差し止め及び損害賠償請求を棄却した原判決を支持し、控訴を棄却した商標権侵害差止等請求控訴事件</p>	<p>権利の濫用</p>
	<p>1. 平16(ネ)768号(東高3知)(原審・東地平8(ワ)14026号)(東高3知財) 2. 平16.12.21(棄却) 3. 東洋エンタープライズ(株) 4. (株)インディアンモトサイクルカンパニージャパン、(株)サンライズ社、西澤(株) 5. 商標2634277号 6. (1) 事案の概要：本件は、1950年代以前に米国で人気を博したオートバイのメーカーに由来する、「Indian」又は「Indian Motorcycle」などのブランドの使用をめぐる紛争である。 (2) 原判決：被告各標章は、いずれも原告商標に類似すると認められるものの、控訴人の原告商標の使用は、あえて原告商標と同一の範囲ではなく、類似の範囲にある商標を指定商品について使用し、被控訴人インディアンの業務に係る商品と混同を生じさせたものと評価されるものであり、控訴人は、自ら使用するよりも、むしろ類似の商標を使用することが見込まれる者に対して権利を行使し、経済的利益を得ることを主たる目的として原告商標を出願・登録し、現に類似の商標を使用する被控訴人インディアンに対し、権利を行使しようとするものであって、かかる商標権の行使は、権利の濫用に当たるものとして許されない。 (3) 控訴人の主張：商標権の行使を権利の濫用と認定するには、当該商標権の行使を認めることが公共の福祉に反する結果になるとか、商標権者としての義務や履行を怠っていたとか、権利行使を認めると著しく社会的妥当性を欠く結果になるとかなど、法で認められた権利の行使を制限する相応の理由や事情がなければならぬ。本件事案につき権利の濫用</p>	<p>の成否を判断するに当たって、原告商標の採択の経緯、その使用開始時期、被告各標章の周知性の有無、控訴人による原告商標の不正使用の有無、被控訴人らがオリジナル・インディアン社の商標の正当な承継者又はそのライセンスといえるかなどが、重要な判断要素となるものである。 (4) 被控訴人らの主張：原告商標と被告各標章とは、取引の実情に基づいて判断すれば、出所について混同を生ずるおそれのない非類似の商標であることが明らかである。 (5) 裁判所の判断：被告商標は原告商標と類似するものであるから、被控訴人らの被告商標の使用は、商標法37条1号により、原告商標権の侵害行為とみなされるものである。しかし、控訴人の原告商標の取得目的、原告商標の使用態様、原告商標権に対する実質的な侵害の不存在など本件の事実関係からすれば、控訴人は、原告商標そのものを直接使用することよりも、これと類似範囲の商標使用に対し禁止権を行使できる地位を取得することを意図して、原告商標の商標登録を取得した上で、原告商標自体を積極的に使用することなく、被控訴人らと同様、正当な権原がないのに、オリジナル・インディアン社の商品と誤認させるような商標使用を行っているものであり、原告商標それ自体による信用が実質的に害されているわけではないのに、それと類似する範囲に属する商標の使用であることを理由に、控訴人が、被控訴人らに対し、原告商標権に基づいて禁止権を行使し、同商標権侵害による損害賠償請求権を行使することは、原告商標権の濫用に当たるものとして許されないというべきである。 (商37条1号) 重要度☆☆ (岡田 淳平)</p>

319 -5	語頭音及び語頭文字において、引用各商標と差異を有する本件商標は、引用各商標とは類似しないものであるから、その登録を無効とすることはできない、とした審決が維持された	商標の類似、出所の誤認混同
	<p>1. 平16(行ケ)113号(東高1知)</p> <p>2. 平16.11.25(棄却)</p> <p>3. 田辺製菓(株)</p> <p>4. エステー化学(株)</p> <p>5. 商標3371409号, 無効2002-35557</p> <p>6. 審決: ①「エスパラ」の片仮名文字と「ESPARA」の欧文文字を上下2段に横書きしてなる本件商標は、「ASPARA」の欧文文字を横書きしてなる、あるいは「アスパラ」の片仮名文字と「ASPARA」の欧文文字を上下2段に横書きしてなる引用各商標と、類似するものであるとはいえない。②本件商標を本件指定商品に使用しても、原告(請求人)又はそれと経済的、組織的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品であるかのようにより、その出所について誤認、混同を生じるおそれはない。</p> <p>原告: ①本件商標と引用各商標の称呼「エスパラ」と「アスパラ」における差異音「エ」と「ア」は、本質的に近似した音であり、さらに、両商標とも特定の観念を持たない造語であるから、全体として称呼したときは、その語韻、語調の近似性のために聞き誤るおそれのある類似するものである。外観上も、両商標の欧文文字部分を比較するに、語頭の1文字を除く残りの5文字が共通であり、配列も同一であって、離隔的観察による場合、両者を一見して即座に区別することは困難であるから、両商標は類似するものである。さらに、商標の類否判断に当たっては、商品の取引の実情も考慮されるべきであるから、審決も認める引用各商標の周知・著名性を考慮するならば、本件商標を本件指定商品に使用すると、取引者、需要者は、著名な引用各商標を連想し、商品の出所を混同するものであって、本件商標は引用各商標に類似する商標に該当する。よって、両商標は非類似であると誤認した審決は、違法として取り消されるべきである。②本件商標と引用各商標とは類似するものであるから、審決が、両者を非類似と認定し、それを前提として、引用商標の著名性、売上高、取引の実情等を考慮したとしても、取引者、需要者がこれらの商標を使用した商品の出所について誤認、混同を生ずるおそれはない、とした判断は誤りである。</p> <p>被告: 本件審決の認定・判断は正当であり、原告主張の取消事由には理由がない。</p> <p>判示事項: ①本件商標と引用各商標より生ずる称呼「エスパラ」と「アスパラ」とを比較するに、斯様に4音という短</p>	<p>い音数の構成からなり、通常、一連にのみ称呼される商標においては、語頭に位置する音の差異は重要であり、それらがいずれも弱音である「ス」の前に位置する明瞭に称呼される母音として相違することも考慮すれば、語頭音における上記差異は、第2音以下における共通性等を凌駕するものといわなければならない。よって、本件商標と引用各商標とは、称呼上相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである。外観においても、両商標の欧文文字部分の、全体で6文字という比較的短い配列において、語頭の欧文文字は、当該商標の取引者・需要者にとって重要な印象を及ぼすものであり、しかも、その両者が「E」と「A」という明瞭に異なる外観を有することを考慮すると、外観上、区別されるものといわなければならない。両商標の片仮名文字部分「エスパラ」と「アスパラ」においても同様であり、両商標は全体的に考察して、外観上非類似というべきものである。また、観念において両商標を比較することはできず、さらに、取引の実情において原告の使用に係る商標「アスパラ」が周知・著名であり、両商標の指定商品が同一店舗内で取り扱われているなどの点を考慮しても、通常の取引者・需要者が、上記指定商品を購入するに当たり払う注意力の程度等からみて、商品の出所につき誤認混同を生じるおそれがあるとはいえないものである。したがって、本件商標と引用各商標とは類似するとはいえない。②引用商標の著名性、取引の実情等を考慮すると、本件商標を使用した商品の出所について誤認、混同を生ずるおそれがあるとする原告の主張は、本件商標と引用各商標とが類似していることを前提とするものであるから、両商標が類似しているとはいえない以上、採用できない。さらに、両商標に係る指定商品「滋養強壯変質剤」と「防虫剤、防臭剤」について、その取引者・需要者が、取引に当たってどの程度注意深く商品を識別するかを考慮することは、当該商品の出所の混同のおそれを判断する上での一要素と認められ、その点から、審決が、本件商標をその指定商品に使用しても、これに接する取引者、需要者がその出所について誤認、混同を生ずるおそれはないと判断したことには誤りはない。</p> <p>その他、本件審決にこれを取り消すべき瑕疵は認められない。よって、原告の請求は理由がないから、これを棄却する。(商4条1項11号, 4条1項15号) 重要度☆☆ (中馬 典嗣)</p>
319 -6	作用的機能的表現で表された発明の構成が、明細書に開示された具体的構成に限定解釈されて、特許権侵害差止等請求が棄却された	作用的機能的な表現、技術的範囲、明細書の記載、権利の濫用
	<p>1. 平15(ワ)19733号(東地46民)</p> <p>2. 平16.12.28(棄却)</p> <p>3. 日宏貿易(株)、(株)レマン</p> <p>4. ヒカリ乳業(株)、(株)メイショク、(株)ヤバケイ</p> <p>5. 特許3359624号</p> <p>6. 事案: 「アイスクリーム充填苺」を製造販売する被告らに対し、原告はその差止めと損害賠償を求めた。原告の本件請求項1は「芯のくり抜かれた新鮮な苺の中にアイスクリームが充填され、全体が冷凍されているアイスクリーム充填苺であって、該アイスクリームは、外側の苺が解凍された時点で、柔軟性を有し且つクリームが流れ出ない程度の形態保持性を有していることを特徴とするアイスクリーム充填苺。」である。</p> <p>主な争点: (1) 被告製品が本件特許発明の技術的範囲に属するか、(2) 本件特許発明には無効理由があることが明らかであって、本件特許権に基づく原告らの差止請求等は、権利の濫用に当たるか</p> <p>判示事項: 裁判所は以下の理由から原告の請求を棄却した(1)「柔軟性を有し且つクリームが流れ出ない程度の形態保持性」という作用的、機能的な表現で記載されている場合には、その記載のみによって発明の技術的範囲を明らかにすることはできず、当該記載に加えて明細書の発明の詳細な説明の記載を参酌し、そこに開示された具体的な構成に示されている技術思想に基づいて当該発明の技術的範囲を確定すべきものと解するのが相当である。本件明細書においては、「寒天及びムース用安定剤」を添加すること以外の方法によって、アイスクリーム本来の食感を失わず、かつ、苺が解凍された時にも形態保持性を維持することができるアイスクリームを製造することができることについて、何らの記載もない。従って、</p>	<p>本件特許発明のアイスクリームに該当するためには、「寒天及びムース用安定剤」を含有することが必要であると解するのが相当である。被告製品は、その成分に「寒天及びムース用安定剤」が含まれていないことは明らかであるので、被告製品は、本件特許発明の技術的範囲に含まれない。</p> <p>(2) 裁判所は既に(1)により本訴請求に理由は無いと判断したが、念のため本件特許発明に明らかな無効理由があるかどうかについても判断した。被告は、本件出願前に、原告から提供されたアイスクリーム充填苺をデパートに持参し、これを担当者に試食してもらい、また商品仕様書(本件特許明細書の実施例に記載の組成と同一の組成が記されている)をデパート等に開示した。従って、本件特許発明は、特許出願前に公然実施され、公知となっていたものというべきである。これに対し、原告は、本件出願前に提供したアイスクリーム充填苺には欠陥があり、本件特許発明とは構成を異にする主張するが、そうであれば、本来、明細書において従来技術として自らの製品を掲げた上で、その問題点及びそれが本件特許発明により解決された旨を記載しているはずであるのに、原告は、本件明細書において従来技術としてこれらにつき何ら言及せず、その内容を示す客観的な資料を一切提出しないが、このような原告の態度は誠実な特許出願人として当然とすべき行動からほど遠いものといわざるをえない。</p> <p>その他: なお、被告らは本件特許について本裁判と同時に無効審判を請求し、本件判決後に上記(2)と同様の理由で無効審決を得ている(無効2003-35504)。</p> <p>(特70条等) 重要度☆☆ (下田 昭)</p>

319 -7	本件発明「コレットチャック」に関する拒絶審決が維持された	特29条の2の先願，周知技術
<p>1. 平16(行ケ)149号(東高1知財)  2. 平16.12.24(棄却)  3. (株)日研工作所  4. 特許庁長官  5. 特願平6-231050号，不服2002-3795号  6. (1) 特許庁における経緯：原告は，発明の名称を「コレットチャック」とする発明について，特許出願をしたが，拒絶査定を受けたので，これに対する不服の審判の請求をするともに，同日付けで手続補正をした。特許庁は，上記請求を審理した上，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決をした。</p> <p>(2) 判示事項：①取消事由1(先願発明の誤認に基づく一点の誤認) a) 原告は，本件審決が，補正発明と先願発明とは，「前記プルスタッドの中心孔の末端から挿入した……，前記レンチで前記引きボルトを回転して前記コレットを前記テーパ孔に対し軸線方向に移動することにより，前記コレットを締め緩めするようにし」の点で一致すると認定したことは誤りであると主張する。</p> <p>b) そこで検討するに，先願明細書等には，コレットチャックの締め緩めは，操作ボルトを回転させて行うものと認められるが，先願明細書等には，該操作ボルトの回転を操作する手段やその具体的方法は明記されていない。しかしながら，先願発明は，操作ボルトの頭部まで貫通する孔を有するプルスタッドボルトがホルダシャンクの後端に取り付けられた構成を有しているところ，シャンクに設けられた孔からレンチを内部に挿入してレンチの先端部をボルトの頭部に係合させ，レンチでボルトを回転することは，周知例に記載されており，先願発明の出願時の技術常識と認められる。</p> <p>c) 原告は，周知例に記載のものは，補正発明のコレットチャックとは，その構成や目的を全く異にするモジュール連結装置等に係わり，しかも，螺着のプルスタッドボルトを備えていないから，当事者が，これらの刊行物に接したからと</p> <p>いって，先願発明において操作ボルトの回転を操作する手段や方法を理解するものではないと主張する。</p> <p>d) 本件においても，先願明細書等の記載に基づいて先願発明の内容を解釈した上で，補正発明と先願発明とが同一か否かを判断するのであるが，先願発明の内容の解釈においては，先願明細書等の記載の先願発明の構成ないし技術事項を前提として，同明細書等に具体的に記載されていない操作ボルトの回動方法について，技術常識を参酌するにすぎないから，発明の内容の解釈として許される範囲内のものであり，原告の上記主張を採用する余地はない。</p> <p>②取消事由2(補正発明と先願発明との相違点についての判断の誤り) a) 原告は，審決が認定したとおり，補正発明と先願発明との相違点が開示されていることを，争うものではないが，相違点の検討において，「補正発明は先願発明と同一ということになる」と認定判断したことは誤りであると主張する。</p> <p>b) 周知例各記載によれば，コレットチャックにおいて，引きボルトのおねじ部が螺合し，引きボルトの回転によりコレットを軸線方向に移動させるめねじ部を，コレットの末端部内周面に形成すること等は，先願発明の出願時の周知技術であったと認められる。</p> <p>③結論 原告の主張する取消事由はいずれも理由がなく，補正発明は，先願発明と同一であるので，特許法29条の2の規定により特許を受けることができないものであるから，特許出願の際独立して特許を受けることができない。したがって，審決が，本件補正を却下したのは適法であるところ，補正前の本願発明の構成をすべて含み，更に他の構成を付加した補正発明が，先願発明と同一である以上，本願発明も，同様の理由により先願発明と同一となるから，特許法29条の2の規定により特許を受けることができないものである。</p> <p style="text-align: right;">(特29の2) 重要度☆ (和泉 順一)</p>		

From Editors

## 編集後記

今月号の特集は「クレーム解釈」ということで，国内及び欧米における「クレーム解釈」関連の原稿を集めました。すべて，著者の力作です。是非，今月号の記事をじっくりと読んで頂きたいと思います。そして，グローバルな観点で「クレーム解釈」について考察して頂ければ幸いです。(吉)

「クレーム解釈」の特集に当り，英国とドイツの代理人に原稿の執筆を依頼しました。それぞれ，最近の裁判所の判断について概観できる内容です。伝統的に周辺限定主義を指向する英国と，中心限定主義を指向するドイツとが，クレーム解釈についても統一を図ろうと努力している様子が伺われます。特許の国際化という点，マーケットが大きいためか，まず，米国がクローズ・アップされがちです。しかし，特許制度の域内統一に向けて長年にわたり地道な努力を続けているヨーロッパに学ぶべき点は多いと考えます。(N. F)

「クレーム」という言葉を10数年前に初めて聞いたとき，何のことだか分かりませんでした。今では，いわゆる素人さんを相手にするときでも，「特許請求の範囲」よりも「クレーム」を多用している人が多いのではないのでしょうか。「特許請求の範囲解釈」と言うとしっくり来ないが，「クレーム解釈」と言うとしっくり来る。日本語は，短いカタカナ用語に収束する傾向にあるようですね。2年間の編集委員のお仕事もこれで最後。あまり活躍できませんでしたが，楽しかったです。ご協力戴きました皆様，編集委員・事務局の皆様，ありがとうございます。(岩 y)

関係者の皆様，一年間大変お世話になりました。後半は，特にご迷惑をおかけしてしまい申し訳ありませんでした。又，機会があれば是非とも参加させていただきたいと思います。(松)

### 次号予告【2005年8月号】

特集《地財ビジネス交渉学》

いまなぜ地財ビジネス交渉学が必要なのか，交渉の進め方，現在の交渉学研修について専門家の視点を取り入れて深く考察します。ご期待ください。